

春闘第2回配分交渉 回答速報

平成28年度「賃金改訂」の回答

S2等級を基準とした配分。J1等級とL3等級では、倍の格差が生じる。

- S2等級が1,000円の基準となり、J1等級800円、J2、J3、S1等級900円、S3等級1,000円、C1、C2等級1,200円、L1、L2等級1,400円、L3等級1,600円
- 医療社員もS2等級が1,000円の基準となり、J2等級800円、J3等級900円、S1、S3等級1,000円、C1等級1,100円、C2等級1,200円、L1等級1,300円、L2、L3等級1,400円
- 専任社員は現在の基本給と役付手当を足した基準内賃金に0.31%を乗じて100円未満を四捨五入した額となります。区分によっても年金受給者と無受給者で基本給が違います。
例 区分I $182,000 \times 0.31\% = 564$ で 600円のベアとなります。
(金額は国労試算)
- 2016年4月1日実施 精算は6月24日以降準備出来次第

詳細は交渉情報参照してください。

国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部

編集責任者：寺崎 浩